

競技注意事項

本大会は、2026 年度日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準及び本競技会申し合わせ事項により実施する。

1. 競技者招集・点呼について

(1) 第 1 点呼は、通過予定時刻の 1 時間前までに実施する。競技者は、アスリートビブスを取り付けたユニフォームを持参すること。なお、代理による点呼も認める。

(2) 最終点呼は、通過予定時刻の 15 分前に実施する。競技者は、アスリートビブスを取り付けたユニフォームを着用して集合すること。ただし、第 1 区については、スタート 20 分前に最終点呼を実施する。

2. 競技について

(1) 競技者は、いかなる場合も道路の中心線より右側に出てはならない。常に左側車線の左端 1m 以内を走行すること。また、カーブでは右側への小回りをしないこと。特に、峠の上り下りでは十分注意して走行すること。

(2) 第 1 区競技者のスタートは、次の要領で行う。

① スタート順は、大会前日のチーム受付時に抽選により決定する。

② 最終点呼は、競技開始 20 分前に実施する。

③ 競技開始 5 分前に、スタートライン付近へ誘導する。

④ 「3 分前」のアナウンスにより競技服装を整え、競技役員の指示する順番に従ってスタートラインにつくこと。

⑤ 「60 秒前」「30 秒前」「20 秒前」のアナウンスを行う。

⑥ 「10 秒前」の合図後、「On your marks」の指示があるので、直ちに「用意」の姿勢をとり、静止すること。

⑦ ピストルの合図によりスタートすること。不正スタートは絶対にしないこと。

(3) 競技者は、競技中、正当な理由なく走路を離れてはならない。また、競技役員による給水その他、本競技会で認められたものを除き、飲食物の提供その他の助力を受けてはならない。

(4) 競技者が途中で競技を続行できない状態になった場合、または大会医務員その他の審判員から競技の中止を命じられた場合は、当該チームの当該区間の競技を無効とする。ただし、審判長（又は中継所主任）の指示に従い、次区間の競技者から競技を再開することができる。この場合、当該チームの総合成績は認められないが、無効となった区間を除く各区間の記録及び成績は認める。

なお、再スタートは、最終チームの到着と同時に行う。

(5) 「たすき」は、主催者が用意し、開会式において各チームへ渡す。

(6) 「たすき」は、肩から脇の下に斜めに掛けて走ること。たすきの下端はランニングパンツの中に入れるなどして、走行中に大きくひらひらししないようにすること。たすきを肩に掛けず、首からぶら下げたり、腰に巻いたり、手に持ったまま走ったりしてはならない。ただし、中継点付近では、たすきの受け渡しのため一時的に手に持つことを認める。受け渡し後は、速やかに肩に掛けること。

(7) 各中継点における「たすき」の受け渡しは、中継線から進行方向 20m の範囲に設けられた受け渡しゾーン内で、確実に手から手へ行うこと。

(8) 「たすき」を受ける競技者は、競技時間帯に入ったら競技服装を整え、競技者待機ゾーン内で待機すること。自チームの前走者が近づいたことを知らされたら、直ちに中継線付近へ移動すること。この場合、中継線より進行方向側（前方）に位置すること。

(9) 2人以上の競技者が接近して中継線に到達する場合は、進行方向に向かって、先頭の競技者のチームの次走者を左側、次の競技者のチームの次走者を右側に位置させ、たすきを受け取ること。

3. 繰り上げスタートについて

(1) 繰り上げスタートは、すべての中継点において、先頭チームの競技者が中継点を通過してから10分後に行う。

(2) 繰り上げスタートを行う競技者は、主催者が用意する黄色のたすきを使用する。

4. 競技者荷物の運搬について

(1) A荷物（バッグ等の大型荷物）

A荷物は、荷物車により運搬する。

競技者は、事務局が用意する透明ビニール袋（A荷物用・チームナンバー記入済み）に荷物を収容すること。荷物は、プログラムに記載された先頭到着予想時刻の約15分前までに、中継線付近の「発荷物」の看板が設置された場所にいる審判員（荷物係）へ渡すこと。

(2) B荷物（競技直前まで身につけていたウェア、シューズ等の小物）

B荷物については、主催者による運搬を原則として行わない。

ただし、事務局が用意する透明ビニール袋（B荷物用・チームナンバー記入済み）を使用する場合は、A荷物と同様に荷物係へ預けること。

(3) B荷物は、競技を終了した前区間の同チーム競技者が受け取ることを原則とする。

ただし、付き添いが認められている区間（男女中学生区間及び女子区間）については、付添者が管理する。

5. チーム関係車両（競技者輸送車両、応援車両）について

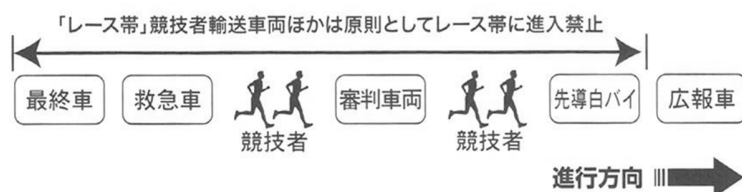
(1) すべての車両は、道路交通法その他の交通法規及び道路使用許可条件を遵守し、現場の警察官及び審判員等の指示に従うこと。

(2) 人又は車両による伴走は一切認めない。

(3) 出発点では、スタート20分前（選手の最終点呼終了後）までに出発点を離れること。また、中継点では、車両制限区域内（中継線の前後200m）に駐停車しないこと。

(4) レース帯へのチーム関係車両の進入は一切禁止する。違反が確認された場合は、原則として当該チームを失格とする。

(5) ここでいう「レース帯」とは、先導白バイと最終車との間の区間をいう。



(6) チーム関係車両による途中待機、追い越し及びこれらの繰り返しは固く禁止する。

(7) 安全管理責任者は、チーム関係車両がレース帯に進入し、競技者への応援等を行うことのないよう、チーム関係者に対して十分に周知・指導すること。

(8) コース上には、チーム関係車両が進入できない箇所（交差点等）があるため、右左折等の経路については、事前にコース図を十分確認するとともに、現場の監察員等の指示に従うこと。

6. その他

(1) 開会式及び閉会式には、原則として監督が必ず出席すること。やむを得ない場合は、チーム代表者が出席すること。

(2) 各区分には、「中間点」及び「あと 1km」の表示を設置する。

(3) 参加者全員について、主催者がスポーツ傷害保険に加入する。競技中に生じた傷病については、主催者側では応急処置のみ行う。

(4) チーム監督は、原則として、フィニッシュ会場で待機すること。

【重要】

競技者及びチーム関係者は、以上の競技注意事項を十分に確認し、競技役員・警察官・大会関係者の指示に従い、安全な大会運営に協力すること。